



2024年1月9日

株式会社名古屋銀行

「住宅ローン控除オンラインセミナー」の開催について

名古屋銀行（頭取 藤原 一朗）は「静岡・名古屋アライアンス」の一環として、「住宅ローン控除オンラインセミナー」を開催いたしますのでお知らせします。

本セミナーの第1部では、2023年に住宅を購入されたお客さま向けに、「自分でできる住宅ローン控除の確定申告」をテーマに税理士・CFPの大石氏よりお話しいただき、第2部では、これからのライフプランに必要な備えと家計の見直しについて当行の専門アドバイザーが解説します。

当行は、今後もお客さまの安定的な資産形成の実現に向け、積極的にサポートしてまいります。

<セミナー概要>

名 称	住宅ローン控除オンラインセミナー
開催日時	2024年1月27日（土） 10:00～11:30 2024年2月3日（土） 10:00～11:30
開催形式	「Zoom」を使用したオンライン配信
参加対象	住宅ローン控除の確定申告や資産形成に興味のあるお客さま
内 容	【第1部】「自分でできる住宅ローン控除の確定申告」 講師：税理士・CFP 大石 雅規 氏 【第2部】「知って得する家計の見直し術 ～これからのライフプランに必要な備えとは～」 講師：名古屋銀行 ほけんプラザ 専門アドバイザー
定 員	200名（先着順）
参 加 費	無料
申込方法	名古屋銀行の専用フォーム（ https://form.meigin.com/form/?slcp=sthxldm5kg ）からお申し込みください。（別添チラシに二次元バーコードを掲載しています。）
申込期限	2024年1月25日（木）
共 催	名古屋銀行、静岡銀行、山梨中央銀行

名古屋銀行・静岡銀行・山梨中央銀行 共催

住宅ローン控除オンラインセミナー

2023年に住宅を購入された方向けに、二部制のオンラインセミナーを開催いたします。

第一部は、税理士による「住宅ローン控除の確定申告」について、第二部は、「住宅購入はライフプランの転換期」ということで、名古屋銀行の専門アドバイザーによる、「知って得する家計の見直し術」についてお届けいたします。無料でご視聴いただけますので、ぜひご参加下さい。

開催日時（両日の内容は同様です。）



2024年1月27日(土) 10:00~11:30

2024年2月3日(土) 10:00~11:30

※終了時刻は前後する場合がございます。

内容・講師

第一部 「自分でできる住宅ローン控除の確定申告」

講師:税理士・CFP 大石 雅規 氏

第二部 「知って得する家計の見直し術 ～これからのライフプランに必要な備えとは～」

講師:名古屋銀行 ほけんプラザ 専門アドバイザー



開催方法

配信方法:Zoomにてオンライン配信 定員:200名(*先着順)

【お申し込み方法】事前登録制となります。申込締切日(2024年1月25日〔木〕)までにホームページ、もしくは下記二次元コードよりお申し込みください。お申し込みいただいた方には視聴URL等をEメールにてご案内いたします。※Eメールアドレスは必ずご入力ください。

<名古屋銀行HP>



下へスクロール

名古屋銀行が主催するセミナー、商談会、相談会

お申し込みは、さまざまなセミナーや相談会、相談会を定期的に開催しております。お気軽にご参加ください。



<二次元コード>

こちらからお申込みいただけます。



【URL】

<https://form.meigin.com/form/?slcp=sthxldm5kg>



名古屋銀行

当セミナーに関するお問い合わせ先:

株式会社名古屋銀行 個人営業部 資産運用コンサルティンググループ
〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目19番17号 TEL:052-962-6995

セミナーご参加に際してのご留意事項

- ・名古屋銀行主催のセミナーにおきましては、お客さまの目的やご投資の経験等に応じて、お客さまのニーズに即した個別商品のご案内および勧誘をさせていただくことがあります。ご案内を差し上げる商品の中には、所定の手数料をご負担いただく商品および価格の変動等により投資額を下回る(元本割れ)商品もあります。商品ごとの手数料等およびリスクは異なりますので、お申込みに際しては当該商品の契約締結前交付書面等を十分にお読みください。
- ・当セミナーは投資判断の参考となる情報の提供を目的としています。また、将来の予測はその結果を保証するものではありません。実際に投資される場合の最終決定はご自身の判断で行っていただくようお願いいたします。
- ・オンラインセミナーの通信費はお客さま負担となります。また、録画・録音・撮影や資料の無断転用は固くお断りいたします。

生命保険についてのご留意事項**●手数料など諸費用について**

ご契約時および運用期間中、年金受取期間中には「保険契約関係費」「資産運用関係費」「年金管理費」「為替手数料」等をご負担いただくことがあります。また、解約・一部解約時には「解約控除」がかかることがあります。なお、費用の名称およびご負担いただく費用については、商品ごとに異なりますので具体的な商品が決まる前にこれらの合計額を表示できません。

「保険契約関係費」	ご契約時の初期費用や保険期間中、年金受取期間中の費用等契約の締結・成立・維持・管理に必要な経費です。
「資産運用関係費」	投資信託の信託報酬や信託事務の諸経費等、特別勘定の運用により発生する費用です。
「年金管理費」	年金受取開始日以後にかかる費用です。
「為替手数料」	外貨建商品の場合に保険料払込時、年金等の受取時に、円貨と外貨間での交換にかかる手数料です。
「解約控除」	契約日から一定期間内の解約の場合に、積立金額から控除される金額です。

●元本欠損リスクについて

- ・変額保険の一時払保険料の運用は特別勘定で行われ、特別勘定資産の運用実績に基づいて将来の年金額、死亡保険金額、積立金額および解約払戻金額が変動(増減)します。特別勘定の運用は、株式・公社債等に投資する投資信託等で行われるため、株式・公社債等の価格変動や為替変動等にもなる投資リスクがあります。運用実績によってはお受取りになる年金額や解約払戻金額等が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - ・定額保険の一時払保険料は、契約日の積立利率(固定利率)で複利運用され、運用期間満了後の年金原資が確定していますが、契約初期費用をご負担いただく場合、一時払保険料から当該費用控除後の積立金に積立利率を適用するため、一時払保険料に対する実質利回りは積立利率よりも低くなります。
- 定額保険の一時払保険料の運用は、公社債を中心に行うことから、解約の際に市場金利の変化等により生じる運用資産の価格変動を解約払戻金に反映させるため、市場価格調整を適用し払戻金の調整を行う場合があります。このため解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。引受保険会社が破綻した場合には生命保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、この場合にも将来の年金額、死亡保険金額、払戻金額等が削減されることがあります。

●その他について

保険商品は預金ではありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象にはなりません。元本の保証はありません。

名古屋銀行は、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介または代理を行います。保険契約の引受や保険金等の支払は引受保険会社が行います。

個人年金保険を除く保険商品は法令等の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申込み状況等によりお申込みいただけない場合がございます。

商品ごとの手数料等およびリスクは異なりますので、お申込みに際しては当該商品の契約締結前交付書面等を十分にお読みください。